

介護予防通所介護相当サービス重要事項説明書（令和8年8月）

当施設は契約者に対して介護予防通所介護相当サービスを提供します。

施設の概要や提供できるサービスの内容、契約上の注意していただきたい事項は次のとおりです。

1 施設経営法人

法 人 名	社会福祉法人 知多福祉会
法 人 所 在 地	〒478-0017 愛知県知多市新知字二股10番地の1
電 話 番 号	0562(56)1411
代 表 者 氏 名	理事長 竹之越 康正
設 立 年 月 日	平成2年3月2日

2 ご利用施設

施 設 の 種 類	通所介護サービス・介護予防通所介護相当サービス 愛知県 2374300222号
施 設 の 規 模	通常規模型
施 設 の 名 称	ふれあいの里デイサービスセンター
施 設 の 所 在 地	〒478-0017 愛知県知多市新知字二股10番地の1
施設長（管理者）名	福田 正
電 話 番 号	0562(56)1411
フ ァ ッ ク ス 番 号	0562(56)1413
開 設 年 月 日	平成3年10月22日
利 用 定 員	19名
施 設 の 敷 地	19,670.76㎡
建 物 の 構 造	鉄筋コンクリート造
建 物 の 床 面 積	200.11㎡

3 事業の目的と運営の方針

事 業 の 目 的	契約者が楽しく安心して日中過ごす事が出来るよう、豊かなサービスを提供する。
運 営 の 方 針	契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、契約者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに契約者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

4 主な設備

設 備 の 種 類	数	面 積	備 考
食堂・機能訓練室	1	77.93 m ²	
相 談 室	1	7.50 m ²	
事 務 室	1	14.55 m ²	
一 般 浴 室	1	41.20 m ²	
特 殊 浴 室	1	54.00 m ²	機械浴、車椅子浴
トイレ・洗面所	1	15.76 m ²	
調 理 室	1	11.23 m ²	

5 職員の配置状況

職 種	配 置 人 数
施設長（管理者）	1名
生 活 相 談 員	1名以上
看 護 職 員	1名以上
介 護 職 員	2名以上
管 理 栄 養 士	1名以上
機 能 訓 練 指 導 員	1名以上
運 転 手	1名以上

6 営業日、営業時間及びサービス提供時間

営 業 日	月曜日 ～ 土曜日 ただし、年末年始（12月29日～1月3日）を除く
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時15分
サービス提供時間	健康観察・朝の会 9:45～10:30 入浴 10:35～12:00 食事・口腔ケア 12:30～13:30 歩行運動・個別援助等 13:30～14:00 レクリエーション・行事等 14:00～15:00 コーヒータイム 15:00～15:30 体操・帰りの会 15:45～16:00 ※日常生活動作訓練、個別機能訓練、個別援助等は利用時間内に 随時対応

7 当施設が提供する介護予防通所介護相当サービスと利用料

(1) サービスの内容

サービスの種類	内 容
食 事	・当施設の管理栄養士が献立を立て、委託業者が施設内厨房にて調理します。 ・契約者の身体状況及び栄養に配慮し、バラエティーに富んだ食事を提供します。 ・食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談下さい。
排 泄	・契約者の状況に応じて適切な排泄介助を行なうとともに、自立支援に努めます。
入 浴	・しっかりと歩ける方には一般浴槽、歩行不安定・立位が困難な方には車椅子浴槽、寝たきりなどで座位が保てない方には寝たまま入れる特殊浴槽をご利用いただけます。
整 容 等	・個人の尊厳を考慮し、適切な整容が行なわれるよう援助します。 ・理髪を希望される方は、毎月第2月曜日に行なっています。
機 能 訓 練	・日常生活動作の維持向上を図り、生活圏の拡大、自立支援に努めます。
相 談 及 び 援 助	・自主性の尊重と主体性のある生活への援助を目指して、相談及び助言を行ないます。
社会生活上の便宜	・当施設では、教養娯楽設備を整えるとともに、喜びや楽しみが持てる行事や活動を企画します。
送 迎	・福祉車両で安全に送迎を行ないます。 ・送迎の時間については希望を伺います。
事業実施地域	・通常の事業実施地域は、知多市内となります。 ・その他の地域の方はご相談下さい。

(2) 送迎時間の確認

契約時にご確認いただきました送迎の時間を予定しておりますが、交通事情等によりご自宅にお伺いする時間に誤差が生じる事があります。予め余裕を持ってお待ち下さい。

朝 の 時 間	:	~	:
帰 り の 時 間	:	~	:

(3) 介護予防通所介護相当サービスの利用料

知多北部広域連合が定める次の表に掲げる単位数に、1単位あたりの金額と契約者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の合計が利用料（自己負担額）となります。

※ 知多北部広域連合の定める単位数や契約者の介護保険負担割合証に記載された負担割合が変更された場合は、利用料を変更します。

※ 1単位あたりの単価 10.14円（地域区分7級地）

◆ 介護予防通所介護相当サービスに係る費用額

- ・ 介護予防通所介護相当サービス費（Ⅰ） 1798単位／月
（契約者が要支援1と認定されている場合。週1回程度の利用）
- ・ 介護予防通所介護相当サービス費（Ⅱ） 3621単位／月
（契約者が要支援2と認定されている場合。週2回程度の利用）

◆ 要件が満たされた場合に対象となる加算

サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援1 88単位/月 要支援2 176単位/月
栄養改善加算	200単位/回 3ヶ月以内の期間に限り月2回を限度とします。
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	1ヶ月の合計単位数に11.1%を加算

※詳しくは、担当のケアマネージャーまたは生活相談員へご相談ください。

（４）通所介護サービス以外のサービスと利用料

サービスの種類	内 容
食 費	・ 1食につき655円 ・ 行事食（お誕生日会等）のため、月1回程度、別途320円のお支払いをお願いする日があります。1週間前まではキャンセル料はありませんが、それ以降は同額のお支払いとなります。
お や つ 代	・ 1回につき100円
お む つ 代	・ リハビリパンツ等をご持参されない場合は施設のオムツを使用します。その場合、1枚あたり200円をお支払いいただきます。なお、同等の物品を返却いただいても構いません。
各 種 行 事	・ 原則として行事等の催し物については保険給付がされません。費用負担が必要となる場合は事前にお知らせいたします。
そ の 他	・ 自動販売機でジュース類がお求めになれます。 ・ 理髪 1回 2,600円（カットの場合）。毎月第2月曜日実施。希望される方は、第1月曜日までにお申し出ください。

（５）利用料のお支払いについて

利用料の請求書は、利用月の翌月10日以降に発行致します。同封の振込用紙で金融機関よりお振込みいただくか、お釣りのないようにして当施設の窓口（営業日のみ）へお支払いください。利用日に、送迎の職員にお支払いいただく事も可能です。

引き落としを希望される場合は、あいち銀行又はJ A あいち知多の口座をご用意いただき、当施設の生活相談員へお申し出ください。引き落とし手数料は無料です。

口座振替指定日は、毎月27日（27日が土日祝日の場合は翌営業日）となります。

（６）高齢者福祉サービス第三者評価について

高齢者福祉サービス第三者評価は受審していません。

8 ご利用に際しての注意事項

(1) サービスご利用中の医療機関受診について

ご利用当日に体調不良（発熱・風邪等）となった場合、ご利用中に著しく心身の変化が認められた場合、他の利用者への影響が懸念される場合など、看護師及び職員の判断により医療機関への受診をお願いする事があります。

ご利用中に症状の急変や事故等による緊急事態が発生した場合は、看護師及び職員の判断により医療機関へ救急搬送します。救急搬送の際は可能な限り事前にご家族、主治医へ連絡をさせていただきますが、連絡がつかない時は、事後の連絡とさせていただきます。

(2) 事故発生時の対応について

サービス提供に起因して事故が発生した場合は、速やかにご家族、介護保険の保険者等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じます。

(3) 緊急連絡先について

契約の際に緊急時のご連絡先を所定の届出用紙に記載していただきます。ご連絡先に変更がありましたらその都度ご連絡下さい。

契約者に関するご連絡は契約代理人の方にさせていただきますが、緊急の場合などで、契約代理人の方と連絡が取れない場合は、所定の届出用紙に記載された順に連絡させていただきます。

9 苦情等申し立て窓口

当施設が提供するサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設相談窓口担当者の生活相談員 電話0562（56）1411 までお気軽にご相談ください。責任を持って調査、改善をさせていただきます。

◆ 社会福祉法人 知多福社会 福祉サービス相談委員会

相談窓口 生活相談員及び施設長

相談委員 知多福社会 福祉サービス相談委員会 第三者委員

◆ その他の相談窓口

知多市役所 福祉子ども部 長寿課 0562（33）3151

知多北部広域連合 苦情相談窓口（給付係） 052（689）2263

愛知県国民健康保険団体連合会 052（971）4165

10 非常災害時の対策

別途定める「社会福祉法人 知多福祉会 ふれあいの里消防計画」等に従い対応します。

防 災 設 備	・スプリンクラー ・消火器具 ・自動火災報知設備 ・非常警報設備 ・カーテン類は防災性能のあるものを使用しています。	・防火戸設備 ・誘導灯 ・自家発電設備 ・蓄電池設備
---------	--	---

11 その他

面 会 ・ 見 学	・見学はご自由にできます。お気軽にお声をかけて下さい。 ＊感染症対策のため、制限をさせていただく場合があります。
お 休 み の 連 絡	・お休みする場合は、送迎や食事の都合上、速やかにご連絡下さい。 ・当日のご連絡は午前8時～午前8時30分までにお願いします。
設 備 ・ 器 具 の 利 用	・当施設の設備・器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反して使用し、契約者により破損等が生じた時は、弁償していただく場合があります。
喫 煙 ・ 飲 食	・喫煙は、所定の場所で行います。 ・飲食物のお持ち込みはお断りします。
貴 重 品 等 の 管 理	・紛失や盗難の恐れがありますので、できる限り持ち込みはなさらないで下さい。衣類等含め、全ての持ち物に記名をお願いします。
政治・宗教・営業活動	・施設内では、他のご利用者等に対する政治活動・宗教活動・営業活動は固くお断りいたします。
地震防災時の対応	・東海地震に関連する情報のうち、警戒宣言が発せられた場合の「東海地震予知情報」及び、防災の準備行動を取る必要のある「東海地震注意情報」が発表された場合は、営業を中止します。
暴風・大雨・洪水警報発令時の対応	・暴風警報 警報発令中は原則として営業を休止します。午前7時30分までに解除された場合は営業いたします。営業中に発令された場合はご家族へ連絡後お送りいたします。 ・大雨、洪水警報 原則として営業いたします。ただし状況により営業を休止する場合は必ずご家族へ連絡いたします。
そ の 他	・契約者ご本人から相談や要求があったときには、職員ができる限り対応に努めますが、内容によっては対応できかねる場合があります。その場合にはご家族に連絡させていただきますので、ご協力をお願いします。 ・通常、体温が37.5℃以上ある場合はご利用いただけません。 ・感染性の疾病によってはご利用をお控えいただく場合がありますので、職員にご相談下さい。 ・新型コロナウイルス等感染症に対するワクチンを積極的に接種して下さい。ただし、やむを得ず接種できない場合を除きます。 ・ホームページや施設の広報に写真を使用させていただく場合がございます。ご都合の悪い方はお申し出ください。